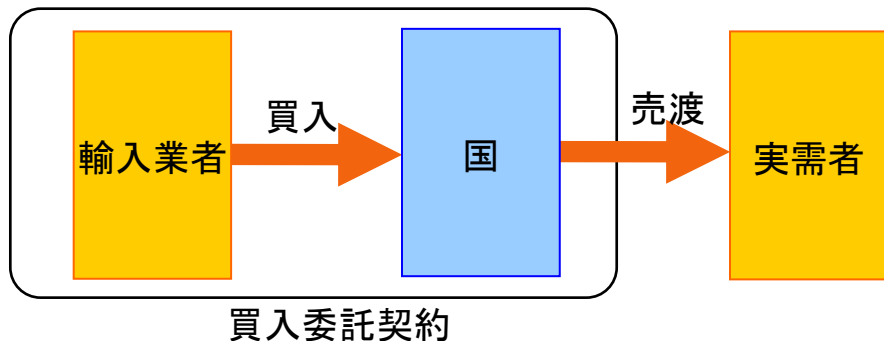


国家貿易によるコメの輸入の仕組み

- 国は、入札によって決定した輸入業者を通じて買入れ。ただし、MA米の一部（77万玄米トンのうち最大10万実トン）及びTPP11豪州枠について、国家貿易の枠内で、輸入業者と国内の実需者の実質的な直接取引を認めている（SBS輸入）。

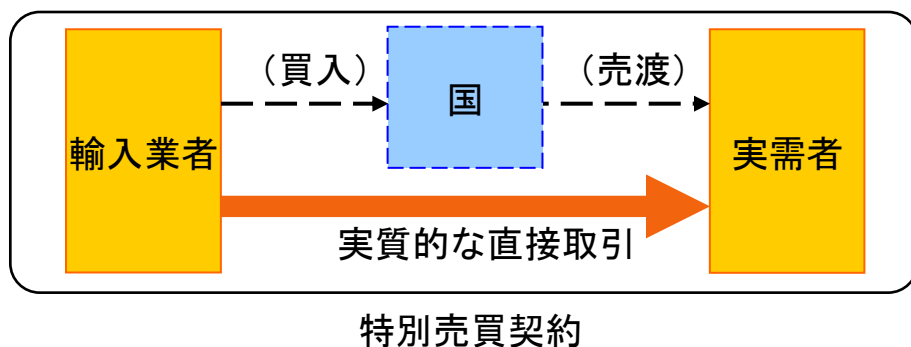
【一般輸入】(MA米のうち、77万玄米トン－SBS輸入数量)



- ① 輸入業者が国の入札に参加。
- ② 国と輸入業者(落札業者)が買入委託契約を締結。
- ③ 国が輸入業者から買入れ。
- ④ その後、国が別の入札によって国内の実需者に売り渡し。

➡ 価格の面で国産米では十分対応し難い加工用、飼料用等の非主食用に販売。

【SBS(Simultaneous Buy and Sell: 売買同時契約)輸入】(MA米のうち最大10万実トン、TPP11豪州枠)



- ① 輸入業者と国内の実需者がペアで国の入札に参加。
- ② 国の売渡価格と買入価格の差(マークアップ)が大きいものから落札。
- ③ 国と輸入業者・実需者(落札ペア)の3者間で特別売買契約を締結。
- ④ 国が輸入業者からの買入れと実需者への売渡しを同時に実施。

➡ 主に主食用に販売。

※: 輸入数量の単位は、一般輸入については玄米トン、SBSについては実トン。

MA米の輸入状況

- MA米の主な輸入先国は、米国、タイ、豪州、中国など。
- 国別の輸入数量は、国内における加工用の実需者のニーズ、輸出国の生産量及び作付品種の状況、輸出余力等を勘案しながら行う入札の結果として決定される。

○ MA米の輸入数量(輸入先国別及び輸入方式別)

(単位:千玄米トン)

	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
米国	194	233	290	313	339	356	364	361	355	361	362	358	358	430	358
タイ	107	144	151	152	159	168	146	153	153	185	186	179	243	261	332
中国	32	40	46	78	86	99	136	112	110	98	84	76	82	72	71
オーストラリア	87	87	95	109	115	120	110	96	90	20	19	52	-	-	-
その他	5	6	13	29	24	24	11	44	51	103	116	102	13	6	5
合計	426	511	596	681	724	767	767	767	759	767	767	767	696	769	767
(うち一般輸入)	415	488	537	551	591	632	655	710	647	661	655	654	585	658	655
(うちSBS輸入)※	11	22	55	120	120	120	100	50	100	94	100	100	100	100	100

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
米国	356	358	362	359	359	359	376	365	359	360	360	345	236	348
タイ	345	241	281	351	332	344	375	264	316	306	322	314	398	333
中国	19	56	46	1	55	56	3	56	69	83	70	69	81	28
オーストラリア	40	71	64	41	14	1	7	74	14	0	-	27	40	41
その他	6	40	13	15	6	6	7	8	8	17	15	12	11	16
合計	767	767	767	767	767	767	767	767	767	767	767	767	767	767
(うち一般輸入)	725	658	656	700	754	734	685	655	701	681	699	743	751	693
(うちSBS輸入)※	37	100	100	61	12	29	73	100	59	77	60	21	14	66

※SBS輸入数量の単位は千実トン。

注1:各年度の輸入契約数量の推移。

注2:千実トンと千玄米トンのため合計は一致しない場合がある。

注3:ラウンドの関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

(参考)枠外税率を支払って輸入されるコメの数量は、毎年0.1～0.2千トン程度

令和5年度のS B S米の輸入入札状況（ガット・ウルグアイラウンド農業合意によるMA米数量分（10万トン））

（単位：実トン）

	全体			丸米			砕米		
入札回数	輸入予定数量	応札数量	落札数量	輸入予定数量	応札数量	落札数量	輸入予定数量	応札数量	落札数量
第1回 （5年9月29日）	25,000	3,858	3,478	22,500	1,458	1,078	2,500	2,400	2,400
第2回 （5年10月27日）	25,000	6,164	5,664	22,500	3,714	3,514	2,500	2,450	2,150
第3回 （5年11月17日）	25,000	8,337	7,977	22,500	5,797	5,637	2,500	2,540	2,340
第4回 （5年12月13日）	25,000	9,833	9,133	22,500	6,833	6,633	2,500	3,000	2,500
第5回 （6年1月11日）	30,000	6,052	6,052	27,000	5,372	5,372	3,000	680	680
第6回 （6年1月29日）	30,000	9,465	9,465	27,000	8,665	8,665	3,000	800	800
第7回 （6年2月13日）	30,000	9,225	9,140	27,000	7,799	7,714	3,000	1,426	1,426
第8回 （6年3月1日）	49,091	14,863	14,623	46,091	13,155	12,915	3,000	1,708	1,708
合計			65,532			51,528			14,004

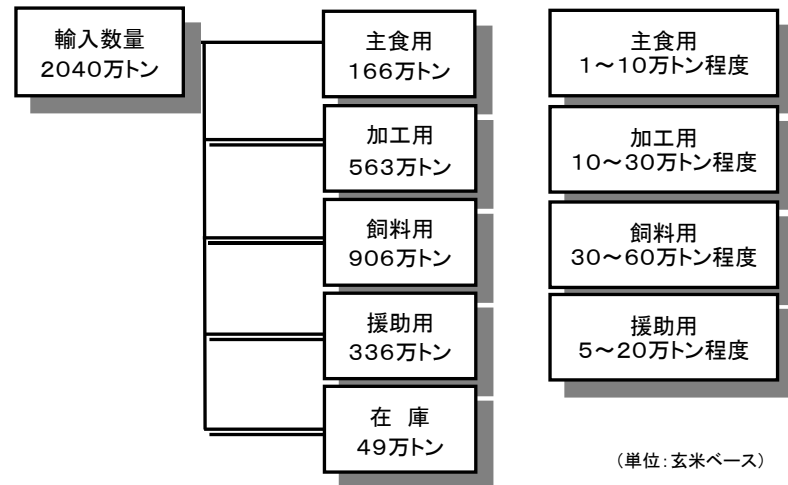
MA米の販売状況

- 国家貿易によって輸入したMA米は、価格等の面で国産米では十分に対応し難い用途（主として加工食品の原料用）を中心に販売。
- 一方で、MA米に対する加工用等の需要は限られるため、飼料用にも販売する他、海外への食糧援助に活用。

○ MA米の販売状況（令和5年10月末現在）

平成7年4月～令和5年10月末の合計

単年度の平均的販売数量



注1:「輸入数量」は、令和5年10月末時点の政府買入実績。

注2:「主食用」は、主に中食・外食向け米。

(※なお、MA米輸入開始以降、その主食用販売数量の合計を大きく上回る量の国産米を、援助用(165万トン)、飼料用等(284万トン)に活用。)

注3:「加工用」は、みそ、焼酎、米菓等の加工食品の原料用。

注4:「在庫」は、令和5年10月末時点の数量。

注5:在庫49万トンには、飼料用備蓄35万トンが含まれる。

注6:上記販売用途の他に、食用不適品として処理した4万トン、バイオエタノール用へ販売した16万トンがある。

注7:ラウンドの関係で、内訳と合計が一致しない場合がある。

○ MA米の販売状況（年度別）

(単位：万玄米トン)

販売先	平成 8RY	平成 9RY	平成 10RY	平成 11RY	平成 12RY	平成 13RY	平成 14RY	平成 15RY	平成 16RY	平成 17RY	平成 18RY	平成 19RY	平成 20RY	平成 21RY	平成 22RY	平成 23RY	平成 24RY	平成 25RY	平成 26RY	平成 27RY	平成 28RY	平成 29RY	平成 30RY	令和 元RY	令和 2RY	令和 3RY	令和 4RY	令和 5RY	合 計
主食用	—	3	4	10	10	9	10	4	6	8	10	11	10	8	8	1	8	10	4	1	1	5	9	4	5	5	1	1	166
加工用	12	28	19	28	24	27	24	21	31	25	25	36	37	21	21	15	15	19	16	10	12	19	18	17	14	10	10	9	563
飼料用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15	58	66	25	42	38	45	33	44	65	70	63	39	50	53	61	68	71	906
援助用	—	12	34	23	26	21	23	20	22	17	13	8	12	20	14	9	19	10	4	6	4	2	5	5	2	3	2	1	336
在庫	31	39	42	44	56	75	95	127	148	175	189	152	97	95	88	96	78	80	83	71	64	54	60	60	62	60	55	49	—

注1:RY(米穀年度)とは前年11月から当年10月までの1年間である

(例えば令和5RYであれば、令和4年11月から令和5年10月まで)。

注2:この他、平成8RYから令和5RYまでの間に食用不適品として計4万トン进行处理、バイオエタノール用として計16万トン販売している。

注3:ラウンドの関係で、内訳と合計が一致しない場合がある。

○ MA米の食糧援助への活用に応じた留意点

- ・ 途上国や国際機関からの要請を踏まえる必要
- ・ 財政負担が必要
- ・ 国際ルールとの整合性に留意:
 - ① 援助先へのコメ輸出は、援助先への輸出減を懸念
→ 援助するときには、国際機関等に連絡・協議する必要
 - ② MA米の輸出国は、日本市場向けに輸出
→ 輸入品と国産品を同じように扱う必要

コメの国家貿易（M A 米等）の運用に伴う財政負担

○ M A 米の運用については、飼料や援助に仕向けられることに伴う売買差損、在庫に伴う保管料などが発生。

○ MA米の売買差損・保管料等

MA米の飼料用販売

10万円 / トンの輸入米
3万円 / トンで飼料用に販売

差引き7万円/トンの財政負担

50万トン飼料用として売却すれば
350億円

MA米の援助への活用

10万円 / トンの輸入米に
2万円 / トンの輸送費を負担して援助

合わせて12万円/トンの財政負担

50万トン援助すれば
600億円

MA米の在庫

1年間で、1万円 / トン の保管料

100万トンを1年間在庫すれば
100億円

注：平成30～令和4年度のデータ等を基に試算。

○ MA米等の損益全体

(単位：億円)

	7年度 (1995)	8年度 (1996)	9年度 (1997)	10年度 (1998)	11年度 (1999)	12年度 (2000)	13年度 (2001)	14年度 (2002)	15年度 (2003)	16年度 (2004)	17年度 (2005)	18年度 (2006)	19年度 (2007)	20年度 (2008)
売買損益①	▲43	114	148	150	215	204	225	116	13	▲202	▲22	16	49	▲25
売上原価	▲97	▲216	▲230	▲373	▲347	▲298	▲247	▲221	▲492	▲632	▲439	▲546	▲597	▲595
買入額	▲314	▲365	▲400	▲439	▲346	▲321	▲289	▲349	▲467	▲382	▲523	▲493	▲577	▲646
売却額	54	330	378	523	562	502	472	337	505	430	417	562	646	570
管理経費②	▲26	▲116	▲152	▲152	▲153	▲173	▲186	▲185	▲172	▲182	▲185	▲240	▲265	▲179
保管料	▲6	▲39	▲60	▲59	▲66	▲75	▲87	▲103	▲124	▲147	▲170	▲184	▲133	▲92
損益合計 (①+②)	▲69	▲2	▲4	▲2	62	31	39	▲69	▲159	▲384	▲207	▲224	▲216	▲204

注5

	21年度 (2009)	22年度 (2010)	23年度 (2011)	24年度 (2012)	25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
売買損益①	▲135	▲228	▲224	36	▲28	▲295	▲375	▲234	▲67	▲235	▲287	▲270	▲379	▲594
売上原価	▲779	▲611	▲649	▲501	▲485	▲629	▲697	▲592	▲554	▲611	▲669	▲635	▲783	▲976
買入額	▲708	▲506	▲630	▲518	▲498	▲629	▲663	▲579	▲605	▲599	▲656	▲618	▲780	▲1,003
売却額	644	383	425	537	457	334	322	358	487	376	382	366	404	382
管理経費②	▲203	▲152	▲138	▲121	▲122	▲117	▲130	▲117	▲95	▲76	▲81	▲97	▲98	▲80
保管料	▲113	▲92	▲92	▲82	▲86	▲89	▲86	▲72	▲61	▲56	▲65	▲78	▲76	▲67
損益合計 (①+②)	▲338	▲380	▲362	▲85	▲150	▲412	▲505	▲351	▲163	▲311	▲368	▲367	▲477	▲674

注1：数値はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

注2：「売上原価」は、「期首在庫棚卸高＋買入額－期末在庫棚卸高」により算出。

注3：「売買損益」は、売却額から売上原価を差し引いたもの。

注4：「管理経費」は、保管料、運搬費等。

注5：平成11～13年度の損益は、利益が生じたことから、旧食糧管理特別会計法第6条に基づき国内米管理勘定へ備蓄損失補てん財源として繰り入れた。

注6：MA米の援助輸出に係るODA負担分は含まない。

注7：令和元年度以降については、TPP11豪州枠に係る損益を含む。

MA米をめぐる国際関係

- MA米の運用に際しては、WTO協定による様々なルールに留意する必要。
- 一方、輸出国からは、MA制度の透明性や日本の消費者への十分なアクセスを求める等の意見。

○ 主なWTO協定のルール

・ ガット第2条(譲許表)

加盟国は貿易相手国に対し、譲許表(WTO加盟国の関税の上限(譲許税率)等を記載した表)に定める待遇より不利でない待遇を与えなければならない。

・ ガット第3条(内国民待遇)

輸入品に対し、同種の国産品に与える待遇より不利でない待遇を与えなければならない(いわゆる「内外無差別の原則」)。

・ ガット第17条(国家貿易企業)

国家貿易企業は商業的考慮のみに従って売買を行わなければならない。

・ 農業協定第4条(市場アクセス)

原則として通常関税以外のいかなる措置(国家貿易企業を通じて維持される非関税措置を含む)も用いてはならない。

○ 我が国のコメ輸入制度に対する輸出国側の意見

米国 (「外国貿易障壁報告」 (2023年4月公表)等)	中国 (「国別貿易投資環境報告」 (2014年4月公表))
○ MA米の輸入 一般輸入米は政府在庫となった上で、<u>もっぱら加工用・飼料用・援助用に使用。日本の消費者への十分なアクセスを阻んでいる。</u> ○ 米国政府の対応方針 日本によるWTO上の<u>コメ輸入に関する約束の観点から日本の輸入を注視。</u> ○ 枠外関税 輸入禁止的な高い水準の税率により、<u>枠外輸入はほぼ商業的に不可能。</u>	○ MA米の輸入 品種等についての制約を受けるため、<u>中国産米の対日輸出が困難。</u> ○ 中国政府の対応方針 日本がMA制度の<u>透明性を向上させることを期待。</u> ○ 枠外関税 法外な枠外関税は輸入米の競争力を大幅に弱めており、<u>枠外輸入数量を極めて少なくしている。</u>

ODAを活用したコメの食糧援助の現状

- コメの食糧援助については、被援助国等からの要請に対して、国際ルールとの整合性や財政負担に留意しつつ、ODAを活用したスキームにより実施。
- 一定期間備蓄後の政府備蓄米やMA米を活用し、近年4～8万トンの援助を実施。

I. 食糧援助で留意すべき国際ルールの例

- 食糧援助規約（食糧援助に関する国際的な枠組み）
 - ・締約国は、（中略）次の原則を尊重すべき。（中略）食糧援助が最も弱い人々の食糧上又は栄養上のニーズに対処する最も効果的かつ適当な手段である場合にのみ食糧援助を供与する（第2条）。
 - ・締約国は、この規約による食糧援助に係る全ての取引を、生産及び商業的な国際貿易の通常の態様に有害な影響を及ぼすことを回避するように行うことを約束する（第5条8）。
 - ・締約国は、食糧援助の供与が、受益国に対する農産品その他物品及び役務の商業的輸出に直接的にも間接的にも、公式にも非公式にも、明示的にも黙示的にも関連付けられていないことを確保する（第5条9）。（WTO農業協定第10条4同旨）

II. コメの食糧援助の実績

	政府備蓄米	MA米	計
令和元年度	4万トン	4万トン	8万トン
令和2年度	4万トン	3万トン	6万トン
令和3年度	3万トン	1万トン	4万トン
令和4年度	3万トン	1万トン	4万トン
令和5年度	4万トン	1万トン	4万トン

※売渡通知発出ベースの実績
※ラウンドの関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

III. ODAを活用した主な食糧援助等のスキーム

援助方式	概 要	実 績				
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
食糧援助(KR) ※1	外務省が被援助国等に対して資金を無償供与し、その資金で被援助国等が我が国の政府米を購入。	8万トン	6万トン	4万トン	4万トン	4万トン
WFP通常拠出 ※2	国連世界食糧計画(WFP)が、我が国からの拠出金を基に政府米等を購入し、被援助国に無償供与。	0.05万トン	0万トン	0万トン	0.03万トン	0.13万トン
アプター (APTERR)※3	ASEAN+3の地域における食料安全保障の強化と貧困の撲滅を目的として、コメの現物や現金備蓄の活用を通じて、被援助国における大規模災害等への緊急支援を実施。	0.09万トン	0.03万トン	0.06万トン	0.06万トン	0.06万トン
合計		8万トン	6万トン	4万トン	4万トン	4万トン

※1 ケネディ・ラウンド(Kennedy Round)を受けて締結された食糧援助規約に基づく食糧援助をいう。
※2 国際連合世界食糧計画(World Food Programme)が行う食糧援助(緊急援助等を含む。)をいう。
※3 ASEAN+3緊急米備蓄(ASEAN Plus Three Emergency Rice Reserve)をいう。
※4 ラウンドの関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

- 東アジア地域（ASEAN10か国、日本、中国及び韓国）における食料安全保障の強化と貧困の撲滅を目的とし、大規模災害等の緊急事態に備える枠組み（タイに国際機関として事務局を設置）。
- 2004年から2010年までパイロット・プロジェクトを実施後、2012年7月にAPTERR協定が発効。
- 我が国の政府米等を活用し、緊急事態（台風、洪水等）による被害者への支援や貧困緩和のための支援を実施。

APTERR備蓄

申告（イヤマーク）備蓄

APTERR加盟国が保有する備蓄のうち、緊急時に放出可能な数量をあらかじめ申告（イヤマーク）。緊急事態発生時にイヤマークの範囲内で備蓄を放出するプログラム。

【備蓄放出プログラム】

Tier1（ティア1）

商業ベースの事前契約による支援（有償）

Tier2（ティア2）

Tier1以外のイヤマーク備蓄支援（有償、無償、長期貸付）

○各国のイヤマーク数量

日本 25万トン

中国 30万トン

韓国 15万トン

ASEAN諸国 8.7万トン

○2018年10月、APTERR協定発効後初めてフィリピンとの間で申告（イヤマーク）備蓄実施のための覚書に署名（10,000トン）

現物備蓄（現金備蓄）

台風や洪水等の災害が想定される地域に、あらかじめコメを備蓄し、緊急時の初期対応として放出する（迅速な対応として現金備蓄による放出も活用）。備蓄期間経過後の残量は貧困緩和に活用。

【備蓄放出プログラム】

Tier3（ティア3）

現物備蓄（又は現金備蓄※1）による支援（無償）

※1 現金備蓄とは、APTERR事務局にある予算を活用して現地米等を購入し、より迅速な支援を行う仕組み。

○我が国の拠出実績※2

(1) 現物備蓄 7,751トン

事業実施国：フィリピン、ミャンマー、ラオス、カンボジア、インドネシア

(2) 現金備蓄 2,067トン

事業実施国：ミャンマー、フィリピン、カンボジア、タイ、インドネシア

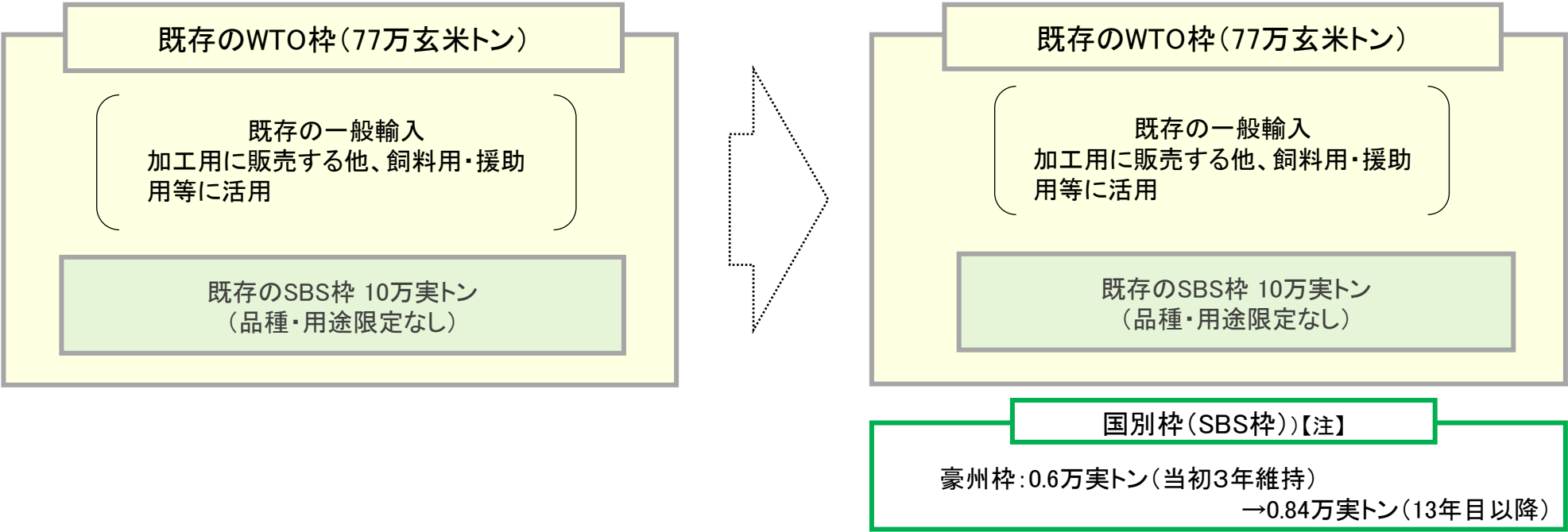
※2 パイロット・プロジェクトによる支援を含む数量。



⑥ 国際交渉（コメ・コメ加工品）

TPP 11におけるコメの豪州枠の運用

- TPP 11においては、現行の国家貿易制度と、枠外税率（コメの場合341円/kg）を維持した上で、豪州にSBS方式の国別枠を設定。（コメと米粉等の国貿品目を対象として一体的に運用。）
- 国別枠の数量は、当初3年は6,000実トン、13年目以降は8,400実トン。入札は、毎年度、5月から2ヶ月ごとに年6回実施する。



注:円滑な入札手続を行うため、透明性向上の観点から、SBSの運用方法の一部について、技術的な変更を実施。

○ TPP11豪州枠の年間枠数量及び輸入数量

(単位:実トン)													
年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030以降
枠数量 (実トン)	2,000(※)	6,000	6,000	6,240	6,480	6,720	6,960	7,200	7,440	7,680	7,920	8,160	8,400
輸入数量	1,120	3,459	595	620	520	6,198	2,314 (7月末時点)						

※協定が2018年12月に発効したため、2018年度は6,000実トンを年度の残余の月数で按分した数量 注:輸入数量は各年度の輸入契約数量の推移。

各国の対日関税に関するT P P交渉結果（コメ・コメ加工品関係）

個別品目の交渉結果

注：「現行」はTPP交渉のベースとなった2010年1月1日時点の税率。[]内は、2018年4月時点のEPA税率。

(1) コメ(精米)

国名	米国	カナダ	豪州	メキシコ	マレーシア
現行 ↓ 交渉結果	1.4セント/kg ↓ 5年目撤廃	(無税)	(無税)	20% ↓ 10年目撤廃	40% ↓ 11年目撤廃
シンガポール	チリ	ペルー	NZ	ベトナム	ブルネイ
(無税)	6% ↓ 8年目撤廃	0%+従量税 ↓ 従量税維持	(無税)	40% [15%(日越EPA), 13%(日ASEAN)] ↓ 即時撤廃	(無税)

(2) 米菓

国名	米国	カナダ	豪州	メキシコ	マレーシア
現行 ↓ 交渉結果	無税～4.5% ↓ 即時撤廃	2%～ 5.42セント/kg + 4% ↓ 即時又は 11年目撤廃	5% [無税] ↓ 即時撤廃	10% [無税] ↓ 即時撤廃	無税又は6% [無税] ↓ 即時撤廃
シンガポール	チリ	ペルー	NZ	ベトナム	ブルネイ
(無税)	6% ↓ 即時撤廃	(無税)	5% ↓ 2年目撤廃	20～30% [15%(日越EPA), 13%(日ASEAN)] ↓ 4年目撤廃	(無税)

(3) 日本酒

国名	米国	カナダ	豪州	メキシコ	マレーシア
現行 ↓ 交渉結果	3セント/リットル ↓ 即時撤廃	2.82～12.95セント/リットル ↓ 即時撤廃	5% [無税] ↓ 即時撤廃	20% [無税] ↓ 即時撤廃	25.50マレーシアリンギット per 100 vol. /リットル ↓ 16年目撤廃
シンガポール	チリ	ペルー	NZ	ベトナム	ブルネイ
(無税)	6% [無税] ↓ 即時撤廃	9% [無税] ↓ 6年目撤廃	(無税)	59% [6%(日越EPA), 20%(日ASEAN)] ↓ 3年目撤廃	(無税)

CPTPP英国加入 対日関税に関する日英間の交渉結果（コメ・コメ加工品関係）

- 日英EPAでは関税が撤廃されなかった精米（約20円/kg）やパックご飯（8%+約60円/kg）等で関税撤廃を獲得。

コメ・コメ加工品関係の交渉結果

品目	ベースレート	日英EPA合意内容	CPTPPで 英国と合意した内容
精米 （短・中粒種）	121GBP/1,000kg	除外	即時撤廃等 ^{※1}
玄米	25GBP/1,000kg	除外	即時撤廃
米粉	115GBP/1,000kg	除外	即時撤廃
パックご飯等 ^{※2}	8%+38GBP/100kg	除外	段階的に5年目に 関税撤廃

※1 半精米等は、段階的に8年目に関税撤廃。

※2 パックご飯の他に、レトルトご飯やアルファ化米が含まれる。

※3 ポンド(GBP)から日本円への換算には2022年12月末為替レート(1GBP=160円)を使用。

II TPP等関連政策の目標

3 分野別施策展開

(1) 農林水産業

①強い農林水産業の構築（体質強化対策）

○マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産業・食品産業の体制整備

5兆円目標の達成に向け、TPP等を通じ、我が国の強みを活かした品目について、輸出先国の関税撤廃等の成果を最大限活用するため、ウィズコロナ、ポスト・コロナ時代も見据え、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和2年12月策定）に基づき以下の具体的政策に取り組むとともに、日本の食文化の普及による農林水産物・食品の市場拡大の取組への支援、モノの輸出のみならず食産業の海外展開等により、輸出拡大のペースを加速する。

- 官民一体となった海外での販売力の強化
- リスクを取って輸出に取り組む事業者への投資の支援
- マーケットインの発想に基づく輸出産地の育成・展開
- 大ロット・高品質・効率的な輸出等に対応可能な輸出物流の構築
- 輸出加速を支える政府一体としての体制整備
- 輸出先国・地域の規制やニーズに対応した加工食品等への支援
- 日本の強みを守るための知的財産対策強化

○国際競争力のある産地イノベーションの促進

水田・畑作・野菜・果樹・茶・花き等の産地・担い手が創意工夫を活かして地域の強みを活かしたイノベーションの取組やスマート農業の活用を中小・家族経営や条件不利地域も含めて支援するとともに、加工食品や外食・中食向け原料の国産への切替え及び輸出や加工・業務用等の増加する需要に対応する生産量増加対策や生産コストの削減、堆肥の活用による全国的な土づくりを展開することにより、農業の国際競争力の強化を図る。

②経営安定・安定供給のための備え（重要5品目関連）

○米

国別枠の輸入量の増加が国産の主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断するため、消費者により鮮度の高い備蓄米を供給する観点も踏まえ、毎年の政府備蓄米の運営を見直し（原則5年の保管期間を3年程度に短縮）、国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れる。

IV 政策大綱実現に向けた主要施策

3 分野別施策展開

(1) 農林水産業

①強い農林水産業の構築（体質強化対策）

○マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産業・食品産業の体制整備

（海外の規制・ニーズに対応した輸出産地の育成、G F P（農林水産物・食品輸出プロジェクト）による支援、有機等の国際的認証の取得、大ロット・高品質・効率的な輸出等に対応した輸出物流の構築・確保、施設の整備及び海外でのコールドチェーンの整備、輸出重点品目の売り込みを担う品目団体又は生産・流出・輸出事業者が連携したコンソーシアムの組織化・販売力の強化、当該団体等の活動を現地で支援するための国の体制整備及び当該団体等とJ E T R O・J F O O D Oの連携強化、輸出先国の規制・ニーズに対応したH A C C P施設等の整備や加工食品への支援、輸出先国の規制緩和・撤廃に向けた政府一体となった協議等による輸出環境の整備、輸出手続のデジタル化による事業者の負担軽減、植物新品種や和牛遺伝資源の流出を防ぐ知的財産対策の強化、日本の食文化の発信及びインバウンドと連携した輸出促進、食産業の海外展開に取り組む事業者への支援）

○国際競争力のある産地イノベーションの促進

（産地生産基盤パワーアップ事業による地域の営農戦略に基づく農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や改植などによる高収益作物・栽培体系への転換、国内外の新市場獲得に向けた拠点整備及び生産基盤継承・強化、堆肥の活用による全国的な土づくりの展開、水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化、新たな国産ブランド品種や生産性向上など戦略的な革新的技術の開発、スマート農業実証の加速化、農業者等への資金供給の円滑化、製粉工場・製糖工場・ばいれいしょでん粉工場等の再編整備、病虫害等の侵入防止など動植物検疫体制の強化）

日EU・EPA交渉結果（コメ）

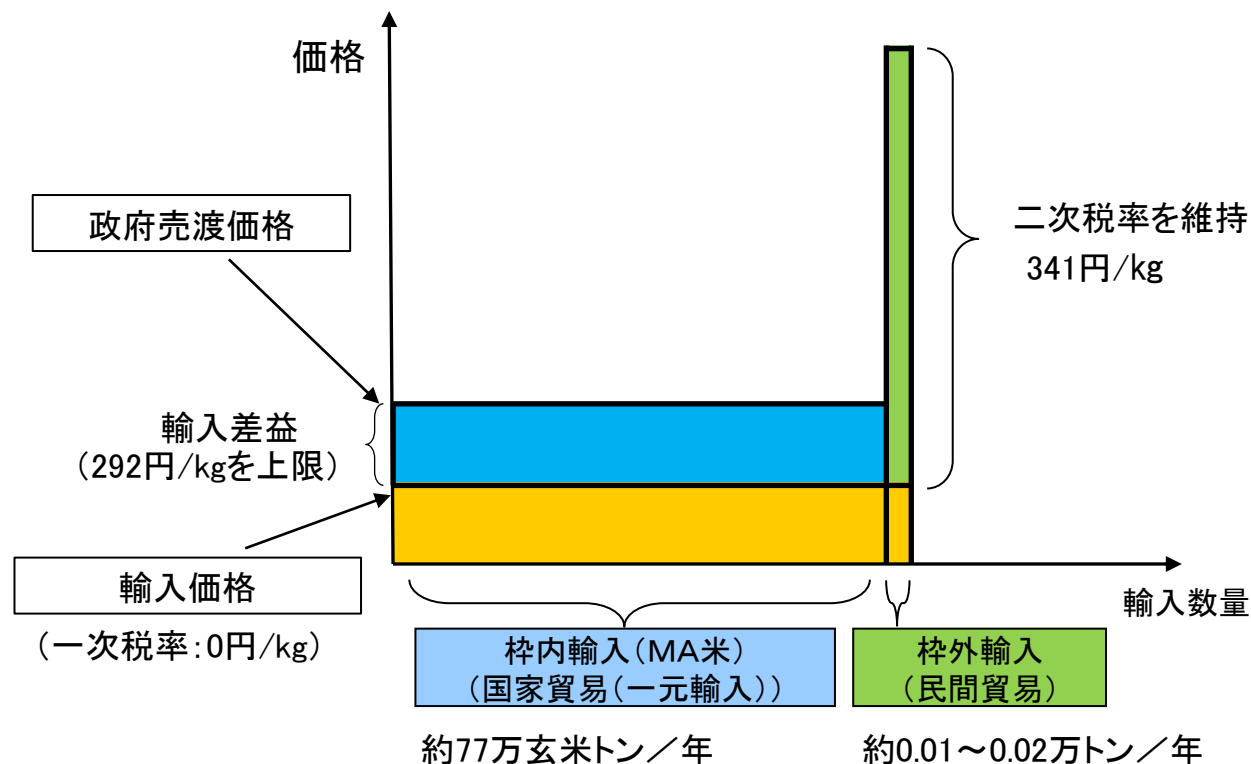
- コメ・コメ粉等の国家貿易品目や、原料にコメを多く使用する米菓等の加工品・調製品等について、関税削減・撤廃等からの「除外」を確保し、現行の国境措置を維持。

【コメの輸入量】

全世界	77万トン
米国	38万トン
タイ	37万トン
豪州	0.7万トン
中国	0.3万トン
EU	0.01万トン (0.01%)

(注) 平成28年度のMA輸入契約数量及び枠外輸入数量(玄米トン)。

【コメの国境措置】



(注) 交渉妥結(平成29年12月)時点の国境措置の概要。

- それ以外の加工品・調製品等について、関税削減又は撤廃。

- (例)・育児用穀物調製品: 24%又は13.6% → 段階的に11年目に50%削減
 ・飼料用調製品2品目 : 12.8%、36円/kg → 段階的に6年目に撤廃又は即時撤廃
 ・朝食用シリアル2品目 : 11.5% → 段階的に8年目に撤廃

個別品目の交渉結果

個別品目	現行関税率	合意内容
米菓	9% ＋糖類含有率等に基づく追加関税	即時撤廃
日本酒	0.077ユーロ/L (約10円/L)	即時撤廃

(注) コメ(精米)は、枠内税率は無税、枠外税率は0.175ユーロ/kg(約20円/kg)。

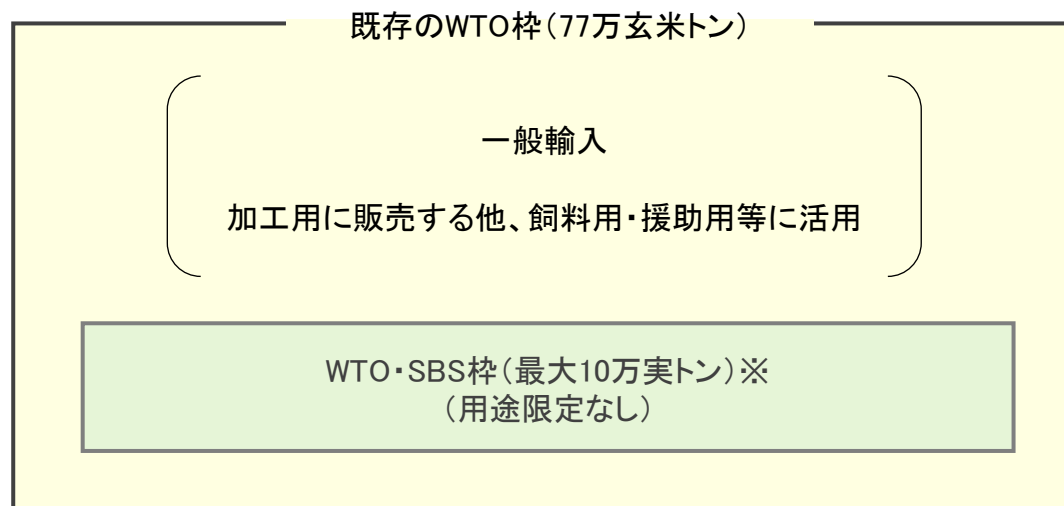
日米貿易協定交渉結果（コメ）

○ 米粒（粳、玄米、精米、碎米）のほか、調製品を含め、コメ関係は、全て除外（米国枠も設けない）。

※ 既存のWTO・SBS枠（最大10万実トン）について、透明性を確保するため、入札件数など入札結果を公表。

（注）SBS：国家貿易の下で、輸入業者と国内の実需者との実質的な直接取引を可能とする売買方式。

【参考1】

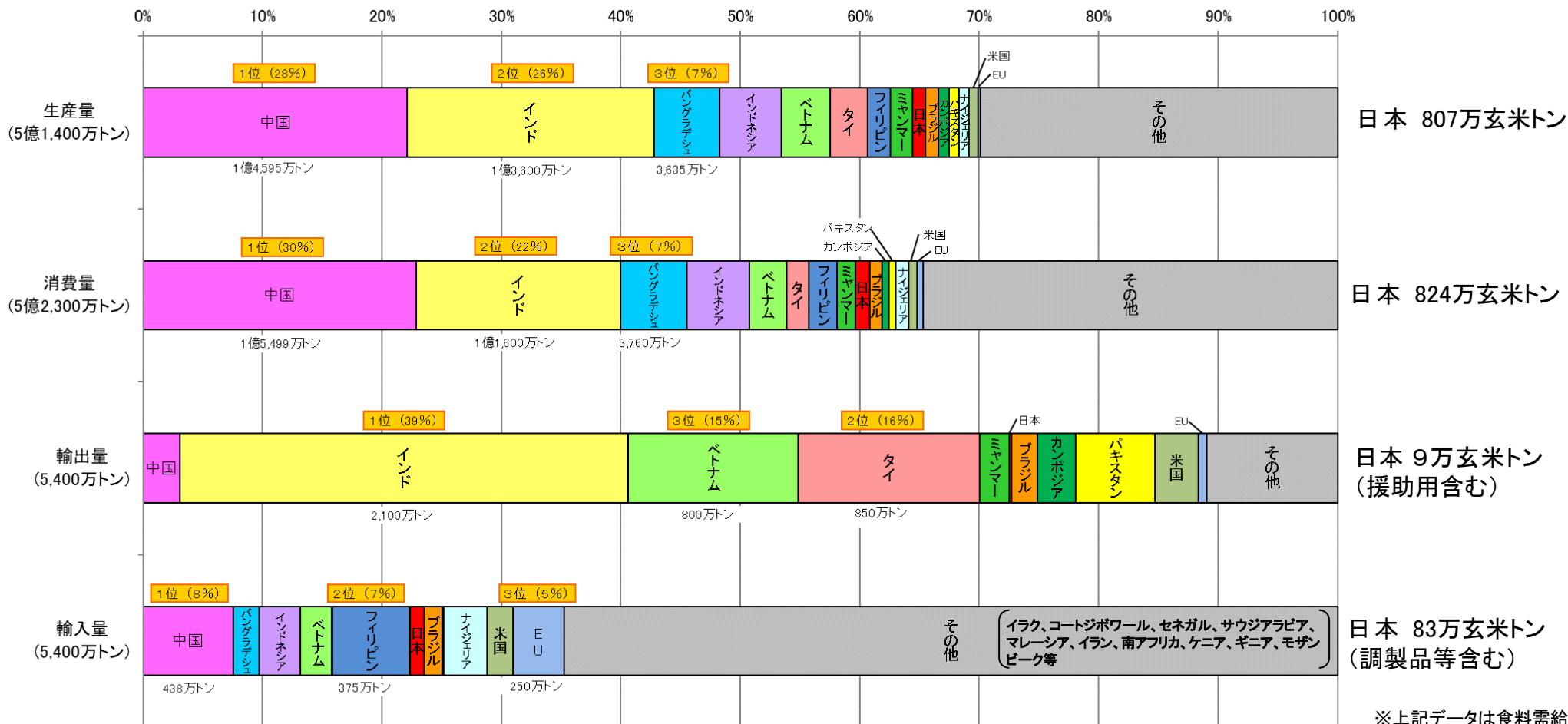


【参考2】TPP合意内容

- コメ・コメ粉等の国家貿易品目について、国別枠を新設。
 - ・ 米国枠：5万実トン（当初3年維持）→7万実トン（13年目以降）
 - ・ 豪州枠：0.6万実トン（当初3年維持）→0.84万実トン（13年目以降）
- それ以外のコメの加工品・調製品（民間貿易品目）について、以下の対応。
 - ・ 一定の輸入がある品目等は、関税を5～25%削減
 - ・ 輸入量が少ない又は関税率が低い品目等は、関税を削減・撤廃

世界のコメ需給の現状（主要生産国、輸出国等）

- 世界のコメ生産量は約 5 億精米トン（うち日本は約1.5%）。第 1 位は中国（1.5億トン）で全体の約30%を占める。
- 世界のコメの輸出量は、約 5 千万精米トン。このうち、第 1 位はインドで全体の約40%を占める。



コメ輸出国の動向

- コメの生産に占める貿易の割合（貿易率）は、他の農産物に比べて低く、このため、国際価格は変動しやすい。
- 我が国は、輸出大国であるタイや、米国、豪州、中国等からミニマムアクセス米として毎年77万トンを入力。

中国

- ・ 世界最大のコメ生産国。一方、近年は、輸入量も多くなっている。
- ・ 日本向けには、主に中粒種を輸出。安全性に対する懸念等を背景に、2013年以降は、SBSによる短粒種の輸出は大幅に減少。

インド

- ・ 世界最大のコメ輸出国で、世界のコメ輸出の約4割を占める。
- ・ 2023年7月に、一部の高級品種を除く白米の輸出を停止。

ベトナム

- ・ インド、タイと並ぶコメ輸出国。

タイ

- ・ インドと並ぶコメ輸出国。
- ・ 日本向けにも長粒種を輸出。

米国

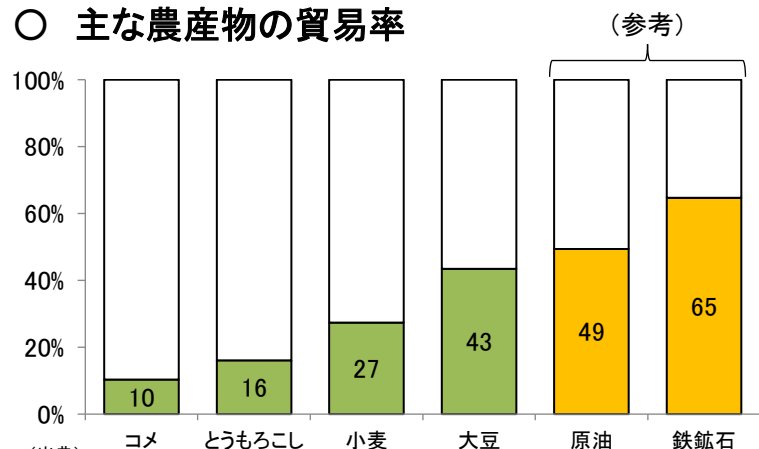
- ・ コメは、南部の一部とカリフォルニアで生産。
- ・ 大規模経営による商業的農業。国内消費が少なく、輸出に関心（生産の約半分を輸出）。
- ・ 日本向けはカリフォルニアの短・中粒種。
- ・ カリフォルニアでは、2022年に干ばつにより生産量が減少し、価格が1,650ドル/トン※まで高騰していたが、2023年は生産量が回復し、2024年6月時点の価格は835ドル/トン※まで下落。

※ USDA「Rice Outlook: June 2024」のカリフォルニア産中粒種FOB価格。

豪州

- ・ 主に中粒種を生産し、日本にも輸出。
- ・ 生産量は、干ばつにより大きく減少する年もある。

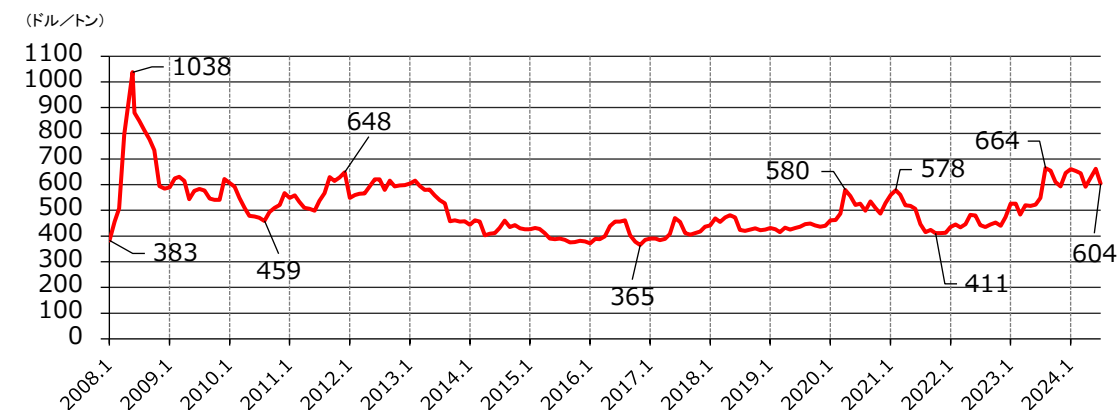
○ 主な農産物の貿易率



(参考)

(出典)
 コメ、とうもろこし、小麦、大豆：PSD(米国農務省)(2024年5月時点)(2023/24年の数値)
 原油：「KEY WORLD ENERGY STATISTICS 2021(IEA)」
 鉄鉱石：「2024 World Steel in Figures(World Steel Association)」(2022年の数値)
 (注) 貿易率＝世界の輸出货量／世界の生産量×100

○ コメの国際価格(タイ米輸出価格)の推移



出典：タイ国貿易取引委員会 注1：うるち精米長粒種2等相当の月初価格 注2：最新のデータは2024年7月の価格(604ドル/トン)。